

令和 8 年度

埼玉県予算編成に関する要望書

令和 7 年 1 0 月 1 5 日



埼玉県議会
無所属
県民会議

はじめに

大野知事におかれましては、732 万県民のトップに立ち、日々ご尽力いただいていることに心より感謝を申し上げます。

我々、無所属県民会議も、県民の声に真摯に耳を傾け、県民目線・市民目線の政治を目指し、日々活動しております。

この度、政策提言に繋がる事項を中心に、「令和 8 年度 埼玉県予算編成に関する要望書」を取りまとめました。県政全般に関わる事項 192 項目、自治体要望 153 項目、合計 345 項目となっております。

本要望書は、会派で実施した調査及び議員各自の活動から得られた項目の他、県内の多様な団体と意見交換を実施し、寄せられた県政への提言・要望も盛り込みました。

特に来年度予算にあたって、我が会派では、「子どもや障がい者等、社会的弱者への支援」「安心して生活することのできる環境、体制の強化」「暮らしと経済を守るための人材育成・確保策の推進」を 3 本柱として求めることとし、その他、県政全般について多様な要望事項を掲載しております。

また、地元要望については各地域の行政課題や、地元密着の身近な事項もお伝えさせていただきます。

大野知事におかれましては、超少子高齢社会の到来、激甚化する自然災害への対応をはじめとする様々な課題への取り組みと共に、このたびの我々の提言・要望が、施策実施に当たって反映されることを切に願っております。

限られた予算の中で多様化する行政課題に対処していく事は困難を極めますが、特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

令和 7 年 10 月 15 日

埼玉県議会 無所属県民会議

代 表	井上 航	
副代表	松坂 喜浩	
幹事会	石川 忠義	平松 大佑
総務会	金野 桃子	
政策調査会	岡村ゆり子	八子 朋弘

1 . 企 画 財 政 部 関 係

- (1) デマンドバスやデマンドタクシー、コミュニティバスへの財政支援
- (2) 投票率向上について
 - ・ 投票率向上のための啓発・広報活動を強化し、有権者に投票行動を促す取組の推進
 - ・ 投票所・期日前投票所の増設
 - ・ 商業施設への期日前投票所の設置や共通投票所の開設を検討
- (3) 安全対策として県内各路線へのホームドア設置の推進
- (4) 市町村のデジタル人材育成支援の推進
- (5) 関係市と連携した地下鉄 12 号線延伸の推進
- (6) 電子キャッシュレス決済後の領収証もしくは支払ったことがわかる証憑資料について PDF ダウンロードを可能にすること
- (7) 持続可能な社会構築に向けて地方創生と移住促進
- (8) 社会保険労務士による労働条件審査制度の導入

2 . 総 務 部 関 係

- (1) 公共施設におけるトイレの入り口に音声案内の設置
- (2) 障害者雇用について民間企業の模範となるよう、能力と適性に応じた雇用の促進
- (3) 専門学校、高等専修学校の正当な評価
 - ・ 地方交付税の上乗せ加算（職業実践専門課程加算）を県補助金に加えて補助
 - ・ 私立学校運営費補助金額の高等学校との格差の是正

- (4) 私学助成審議会の委員定数の是正（平等化）等について
 - ・私立学校関係者「5 人以内」の規定を「6 人以内」に改める
 - ・各種「教育に関わる会議の委員会」における、専修学校関係者の専任
- (5) 専修学校一般過程や各種学校に対する補助や支援の創設と充実
- (6) 県立公共施設へのアイドラゴンの設置
- (7) 難病患者の職員採用の実現

3 . 県 民 生 活 部 関 係

- (1) 北朝鮮による日本人拉致問題・人権侵害問題に対する県民意識の更なる啓発事業の推進
- (2) 自死対策の更なる強化
- (3) 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅のため消費者への情報提供と注意喚起の徹底
- (4) 自転車利用に対し、道路交通法および自転車乗車に関する安全ルールの周知徹底と実技講習や啓発活動・指導などの実施
- (5) パラスポーツの更なる普及と周知の強化
- (6) 地方たばこ税を活用した屋外分煙施設の設置促進
- (7) アーバンスポーツツーリズムの推進

4 . 危 機 管 理 防 災 部 関 係

- (1) 市町村の区域を越えた広域避難計画の策定
- (2) 県・市町村・鉄道事業者等の企業が相互に連携した地域横断的な帰宅困難者対策の更なる推進

- (3) 恒常化するゲリラ豪雨等による内水氾濫対策の強化を図る市町村への支援充実
- (4) 防災会議委員の女性割合の向上
- (5) 大量アクセスに耐えうる行政サイトの構築
- (6) 災害時協力企業マップの作成と配布
- (7) 洪水発生時に垂直避難を円滑にするため避難指定ビルの認定
- (8) 特別支援学校の「福祉こども避難所」への指定推進

5 ． 環 境 部 関 係

- (1) 「家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金」事業の拡充
- (2) 再生可能エネルギー活用の推進
- (3) 小規模事業者等における脱炭素化推進に向けた支援の拡充
- (4) ネイチャーポジティブ実現に向け、市町村と連携し、エコロジカルネットワークの形成を図ること
- (5) ネイチャーポジティブの機運醸成のため、生物多様性フェスを各地でエリアごとに開催すること
- (6) 「彩の国みどりの基金」の抜本的な運用見直しによる、ネイチャーポジティブ政策の強化・拡充
 - ・ 基金の使途・運用について、「森林の整備・保全」と「身近な緑の保全・創出」の配分を、同程度の割合とする
 - ・ 生物多様性保全の観点から土地取得が必要な場合に、基金を用いた県事業として計画的な公有地化を進める
 - ・ 県レッドリスト掲載種の保護については、「生息域内保全」と「生息域外保全」を統合的に行い、関係機関と連携した一体的な野生復帰事業に対して支援を行う

- (7) 「コウノトリやハクチョウの舞うビオトープ調節地」整備について
 - ・飯盛川調節地、川面調節地、原市沼調節地等が「ビオトープ調節地」となるよう、生息条件を踏まえた設計・工事、整備後の管理・活用を行う
- (8) 植物の特定外来種進出対策の推進
- (9) PFAS に関して県民や消費者への周知の実施
- (10) 希少野生動植物種の指定推進
- (11) 希少野生動植物種保護区の指定推進
- (12) 特定外来種の植物対策の継続的な推進

6 . 福 祉 部 関 係

- (1) 乳幼児医療費助成制度において補助対象年齢の拡大、所得制限・自己負担金の廃止など助成制度の拡充
- (2) 国への介護給付費財政調整交付金など介護保険事業に係る国庫負担の拡充について、引き続き要望の実施
- (3) 大人のひきこもり対策の強化
- (4) 障がい者就労の支援強化及び就労支援 B 型受注拡大ステーション機能の更なる強化
- (5) 障がい者アートの更なる周知と活用
- (6) 子どもホスピス新設の検討
- (7) 認知症対策について、MCI 段階での取組の更なる推進
- (8) 障がい者優先調達方針については発注できる業務の切り分けをさらに進めること。また市町村や市町村に準ずる団体での優先調達が進むよう取組の更なる強化
- (9) ギフテッドや 2e 等について教育局とも連携し支援を進めること

- (10) 公共の場にユニバーサルシートの設置を義務付けること
- (11) 重症心身障がい児者および医療的ケア児の生涯学習と地域共生の推進
- (12) 子どもから大人まで、継続的に利用できるレスパイト施設の充実
- (13) 障害者差別解消法の認知度が未だ十分ではなく、民間事業者への周知・啓発
- (14) 介護報酬地域区分単価の増額
- (15) 介護人材確保のための事業の更なる推進
- (16) 介護ロボット・ICT等導入のための支援や費用補助の拡充
- (17) 介護施設整備補助及び大規模修繕の補助金の拡充と補助金対象範囲の拡充
- (18) 放課後児童クラブの大規模クラブ解消に向け、施設整備の県単独補助の継続
- (19) 放課後児童クラブ支援員の人件費・運営費に関わる現在の県単独補助の継続
- (20) 国の施策「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の両事業の活用について市町村へ働きかけ
- (21) 子どもの貧困に関する実態調査に基づいた実効性のある貧困対策
- (22) 重度障がい者が地域で入居できるグループホームの増設と入所環境の整備
- (23) 重度心身障害者医療費助成制度の助成対象を精神障害者保健福祉手帳2級所持者と精神科への入院時まで拡大
- (24) 児童虐待防止対策として、以下の施策を講ずること
○児童相談所の体制強化として、

- ・複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童福祉司および児童心理司の増員
 - ・一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、一時保護所の拡充・整備および職員の増員
 - 保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、他の児童相談所・自治体と円滑に情報を共有し、切れ目のない相談・支援体制の確立
 - 保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設などの整備
- (25) 保育の質・機能向上のための職員処遇の改善
- (26) 産後うつ対策として、産前産後のメンタルケアの積極的な実施
- (27) 多胎児支援を行う市町村に対しての人的及び財政的な支援
- (28) 保育園における ICT 化の更なる推進
- (29) ジュニアアスポート事業を発展させていくため、市町村への補助額上限の引き上げ
- (30) おおぞら号の運行終了にあたり、利用者に対し丁寧な説明と代替案の提示
- (31) 伊豆潮風館の事業廃止にあたっては、存続も含めより良い妥結点や代替案等を見出すため、関係者と共に多角的な検証を行うこと
- (32) 生活介護事業所への支援
- (33) 発達障害児者への支援
- (34) 重度訪問介護の充実
- (35) こども家庭庁による離婚前後家庭支援事業における「養育費・親子交流の履行確保に資する取組」の中にある取組事業の支援者として、行政書士の活用
- (36) 老人福祉施設における、空調機器の修繕に対する補助
- (37) こども・若者の自殺対策の強化

(38) 精神障害者の地域活動支援センターへの支援・仕事のマッチングの推進

7 保健医療部関係

- (1) 指定難病患者の就労支援の充実
- (2) 医師会立看護師・准看護師学校養成所への支援
- (3) 2040年を視野に入れた、県内の均てん化した・安定した医療施策
 - ・医師派遣元に対する寄付講座、働き方改革施行により加重残業を有している病院に医師を派遣した場合の補助金制度の継続と拡充
 - ・特定診療科の拡大、特定地域での研修義務期間の減少、公的医療機関の枠の撤廃等、地域枠医学生奨学金制度の改革
 - ・東京都に倣い、地域医療確保に係る緊急・臨時支援金の創設
- (4) 助産所が提供する産後ケアに見合った委託料となるよう市町村に要請
- (5) 安心安全な乳幼児管理のために乳幼児呼吸センサー購入の助成
- (6) 動物指導センター・各保健所における収容動物の更なる環境改善、殺処分ゼロ実現に向けた人員・予算の投入
- (7) 障がい者手帳を持たない難病患者の就労支援の強化
- (8) 透析患者に対しては「重度心身障害者医療費助成制度」の所得制限の対象を本人のまま継続すること
- (9) 災害時でも透析を行うことができるようライフライン復旧優先順位を上位にし、災害時に活用できるよう災害対策マニュアルに透析患者について明記することを市町村にも促すとともに、併せて透析患者を災害時は要支援者として対応すること
- (10) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の具体化を進めるため、各保健所の保健師増員、保健所機能の拡充
- (11) 各保健所管内で行われる「精神障がい者地域支援体制構築会議」に当事者・家族の意見を生かすため、家族会参加の保障

- (12) 新生児聴覚スクリーニングの普及・推進
- (13) 若年層のがん検診受診率向上を目指した周知
- (14) 現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事、生活が両立できるよう支援
- (15) 在宅療養を行うがん患者への支援
- (16) 高次脳機能障害を診断できる医療体制の計画的な整備
- (17) 医療機関の経営を支援する埼玉県「埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金」の要件緩和、改善
- (18) 訪問看護ステーションにおける、複数人訪問費用補助事業補助金の適用拡大
- (19) ナースセンターの「オーダーメイド技術講習会」で新たに企画する研修に対する支援
 - ・排泄ケア演習用モデル人形の購入及び運営費
 - ・電子カルテの操作方法の講習会運営費

８．産 業 労 働 部 ・ 企 業 局 関 係

- (1) 企業本社の誘致促進
- (2) 経営革新に挑戦している経営者への技術支援や情報提供、販路開拓などの積極的支援
- (3) 高速道路網を生かした物流拠点の整備
- (4) 企業内保育所の設置推進・利用率の向上
- (5) 久喜市栗橋地区から東京方面への縦のルートである「埼玉ゴールデンルート」の整備と民間との連携による旅行商品などの販売。観光需要の掘り起こし
- (6) ひとり親家庭に特化した就労サポートの実施

- (7) 高等専門学校の県内誘致の推進
- (8) スタートアップ創出のため、現在のネットワークをもとに、大学、研究機関、企業、県等でコンソーシアムを立ち上げ、学生起業家創出に向けた取組を実施すること
- (9) 取引価格適正化とパートナーシップ構築宣言の一層の浸透
- (10) 中小企業の資金繰りに対する支援の継続
- (11) 小規模事業経営支援事業費補助金の安定的・継続的確保と共に補助金配分の不均衡の是正
- (12) 「まち」の賑わい創出に対する商店街への支援の拡充
- (13) スポーツチームとの連携による地域活性化支援
- (14) 高齢者の継続雇用や再就職に対する支援の実施
- (15) 街路灯や防犯カメラ設置に対する補助金の拡充及び継続実施
- (16) 人材確保に対するワンストップサービスによる支援体制の拡充
- (17) 工業団地の事業所移転に伴う有効的な跡地利用を検討
- (18) 県制度融資における損失補償の継続及び拡充
- (19) 経営改善普及事業及び地域活性化等を推進する商工会職員の人件費の充実
 - ・ 経営指導員等補助対象の職員の人件費の確保及び拡充
 - ・ 経営指導員等補助対象の職員の設置定数の基準緩和・拡充
 - ・ 合併商工会の経営支援体制の確保
 - ・ 事務局長設置費の交付要件の緩和
 - ・ 広域指導員の増員
 - ・ 専門支援員事業の継続及び拡充
- (20) 人事一元化導入に係る必要経費への財政支援
 - ・ 人事一元化導入に伴い創設する現給付保障制度への補助
 - ・ 人事管理を担う県連合会の体制整備への支援

・ 給与事務の県連集中化への支援

- (21) 大型店、チェーン店の地域商業者等に関するガイドライン見直し及び大規模な製造業者、物流業者等の商工会加入促進
- (22) 商工会館の耐震化・修繕・機能強化に係る支援
- (23) 社会保険労務士が医療機関等と連携し行う「治療と仕事の両立支援」の体制強化
- (24) 民間型 ADR 機関の周知と活動支援
- (25) 中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中小企業の加入を促進するために周知だけではなく、県・市町村としても補助制度を導入するなど、加入促進に向けた支援
- (26) DX 推進支援ネットワークを軸とした更なる事業者支援の拡充
- (27) 高等技術専門校の訓練科の充実
- (28) 職業能力開発センター「職域開発科」「サービス実務科」の定員増
- (29) 猛暑対策を通じた地域の魅力向上対策
- (30) 八潮市道路陥没事故の早期復旧及び補償
- (31) 下水道管路の調査及び改築工事

9 . 農 林 部 関 係

- (1) 県費単独土地改良事業補助金の拡充
- (2) 新規就農を支援し、農業の担い手育成と就農直後の低所得・生活困難就農者への積極支援
- (3) 配合飼料や輸入粗飼料の高騰への緊急対策及び畜産物経営安定対策事業の充実
- (4) 家畜伝染病防疫対策の充実

- ・農場内へのウイルス侵入防止に向け、防鳥ネットや動力噴霧器、簡易更衣室等の整備を講じる農場に対する支援の継続
- ・野生イノシシ豚熱検査や経口ワクチン散布などの対策を継続
- ・家畜保健衛生所の整備再編にあたっては、迅速で正確な防疫措置が継続するよう、家畜防疫員の確保等を図る

- (5) 畜産物生産に関する各種認証制度の活用について、的確な指導
- (6) 養蜂のため蜜源確保推進
- (7) 酪農家への経済的支援
- (8) モデル地域を設定し、地域内連携による有機農産物の拡大の推進
- (9) 食料安全保障の強化並びに農業に対する理解醸成に向けた対策の推進
- (10) 生産資材価格高騰並びにみどりの食料システム戦略
- (11) 農業の担い手対策の充実
- (12) 水田等農業対策の強化
- (13) 鳥獣被害防止対策並びに病虫害防除対策の充実
- (14) 農産物の安全・安心対策の充実
- (15) 農業分野における災害対策の充実
- (16) 都市農業支援の更なる強化

10. 県土整備部関係

- (1) 県道内電柱の民有地移設の推進
- (2) 街路樹混植（多様な植物種を植えること）の積極的な実施
- (3) 河川内の橋を撤去した後の土台部分等の把握と撤去推進

- (4) 河川の水質改善に努め、河川及び周辺地域の清掃活動の強化
- (5) 老朽劣化・破損している点字ブロックの適正管理と定期的な点検、補修の実施
- (6) 働き方改革の推進について
 - ・市町村や民間事業者に週休2日制の導入の強い指導
 - ・県立高校等で行われる改修工事について、施工期間や施工時期、施工方法など、働き方改革に配慮した対応
 - ・働き方改革に対応した労務費や経費等の引上げ
- (7) 公共事業予算の増額確保と地元企業の受注機会の拡大
- (8) 地方自治体が保有する建物の公示の在り方及び一般の未登記建物の表示の推進
- (9) 水害対策の下水道 BCP の見直し作成
- (10) 社会資本とされる道路橋、トンネル、河川等について、計画的な点検、維持管理、更新

1 1 . 都 市 整 備 部 関 係

- (1) 空き家対策について条例等の整備による補助制度の充実や税制問題を含め、都市計画事業の観点から対策の強化
- (2) 県営住宅の適切な管理と建て替えや統合、廃止は県内人口バランスを十分に考慮すること

1 2 . 教 育 局 関 係

- (1) 教育現場における障害者雇用の増員や分野の拡充
- (2) 小中高校生への自然・社会体験活動の拡大

- (3) 県内小中高等学校のバリアフリーやユニバーサルデザインの推進
- (4) 教員のメンタルのケアを積極的に行うこと
- (5) 正規教員の増員と臨時的任用教員制度の改善
- (6) 若者の政治・選挙に関する主権者教育のより一層の充実
- (7) 不登校対策の強化
- (8) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実による相談体制の強化
- (9) メンタルヘルスに関する教育に力を入れること
- (10) インクルーシブ教育の推進
- (11) 特別支援学校での虐待防止の徹底と教室不足解消
- (12) パラスポーツに親しむ時間の確保
- (13) 拉致問題の啓発
- (14) 教育データの効果的な利活用の推進
- (15) ICT 教育の更なる推進
- (16) ネットワーク環境の改善等 ICT 環境の充実
- (17)アントレプレナーシップ教育については小学校、中学校、高等学校、大学と各段階に合わせた取組を一貫性のある形で実施すること
- (18) ギフテッドや2e等について福祉部とも連携し支援を進めること
- (19) 県立中高一貫校の推進
- (20) 県立高校における男女別学校の存続
- (21) 特別支援学校での学力向上

- (22) 部活動地域移行により文化・スポーツ団体での活動に参加する生徒への補助の検討
- (23) 県立学校及び県下小・中学校におけるラーケーションの導入検討
- (24) 特別支援学校の「福祉こども避難所」への指定推進
- (25) 特別支援学校の老朽化対策
- (26) 外国人生徒の日本語学習支援の充実

1 3 . 警 察 本 部 関 係

- (1) 警察官増員と装備・施設の整備などによる警察基盤の更なる強化
- (2) 音声認識信号機の更なる設置
- (3) 自転車のマナー向上のための指導強化
- (4) 外国語ができる警察官の育成と増員
- (5) 官舎の適切な管理
- (6) 警察車両に通訳機を搭載
- (7) エスコートゾーンの設置
- (8) 荷物積み下ろし駐車緩和実施個所拡大について

以上
(県政全般 計 192 項目)